

# 保険料口座振替特約条項

(2026年1月2日改正)

## 第1条（特約条項の適用）

- この特約条項は、保険契約の締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用されます。
- この特約条項を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
  - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
  - 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

## 第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
- 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

## 第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当会社の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。
- 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

## 第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
  - 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
  - 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
  - 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。

- 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につぎの金額を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

(1) 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料

(2) 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

## 第5条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社および当該金融機関に申し出てください。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することができます。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

## 第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は効力を失います。
  - 保険契約が消滅または失効したとき
  - 保険料の前納を行ったとき
  - 保険料の一括払を行ったとき
  - 保険料の払込を要しなくなったとき
  - 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
  - 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
- 第1項第3号の規定にかかわらず、つぎの場合には、この特約は消滅しません。
  - 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
  - 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったとき
  - 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行ったとき

## 第7条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

## 第8条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 第1号の規定にかかわらず、第6条（特約の消滅）第2項の場合は当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
- つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。

保険証券および約款とともに保管ください。

- (ア) 医療保障保険（個人型）
- (イ) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
- (ウ) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
- (エ) 5年ごと配当付個人年金保険
- (オ) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
- (カ) 5年ごと利差配当付個人年金保険
- (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

**第9条（契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合または追加したパッケージ内契約に付加した場合の特則）**

1. この特約を契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合には、この特約は、第6条（特約の消滅）第1項各号に掲げる場合に加えて、保険料の自動貸付を行ったときについても効力を失います。
2. 契約日が2026年1月1日以前の保険契約にパッケージ内契約を追加した場合で、かつ、その追加したパッケージ内契約にこの特約を付加した場合には、第1項の規定を準用します。

**保険証券および約款とともに保管ください。**